

TAS FC (Takatsuki All Stars FC) 規約

第一条「名称・所在地」

クラブの名称を TAS FC (タスエフシー：Takatsuki All Stars FC)と称し、高槻市寿町1丁目4番8号に所在する。

第二条「設立年月日」

クラブの設立年月日は令和2年(2020年)4月1日とする。

第三条「目的」

サッカーを通して体を鍛え、次の時代を担う世代の健全育成を目的とし、地域との係わりを大切に地域に根づくクラブチームとして存在する。

第四条「指導方針」

ピークパフォーマンスを視野に入れて、長所を伸ばす、個性を活かした魅力あるサッカーを追求する。サッカーを通して自分のために、人のために、力を出せる豊かな人間性を追求する。

第五条「所属・登録」

当クラブは高槻市サッカー連盟(U-12)に所属し、日本サッカー協会大阪府第4種(U-12)に登録する。ただし、登録に関しては本人及び保護者の同意を得るものとする。

第六条「活動」

高槻市サッカー連盟、大阪府4種の年間事業計画に基づいて試合・大会等に参加する。月度ごとの予定表を作成し、練習・練習試合等を行い、遠征・合宿等は保護者の同意のもとで実施するものとする。

第七条「クラブ役員」

クラブを運営するにあたり、代表1名、スタッフ若干名、会計2名以内、会計監査各1名の役員をおく。

第八条「クラブ員」

5歳～12歳または小学6年生の幼稚園児及び小学生とする。

第九条「入部資格」

練習等の活動ができる地域に居住し、本人及び保護者が当クラブの趣旨に賛同されること。

第十条「入部手続き」

所定の入部届けに必要な事項を記入し署名・捺印の上、クラブの代表に提出する。入部届けは本規約の内容に関する保護者の同意書を兼ねるものとする。

第十一条「活動費」

クラブ全体の活動として前年度の活動実績を参考に別紙1のとおり活動費を徴収する。但し学期ごとの分納可とする。原則として、支払われた活動費については返金しないものとする。

第十二条「自己負担」

クラブ員の交通費、食費、遠征費、サッカー用具、ユニフォーム等は自己負担とする。

第十三条「更新」

クラブ員は新年度ごとに、入部届け(同意書)を提出するものとする。

第十四条「退部及び除名」

クラブを退部する場合は退部届けを提出し、クラブ代表の承認を得なければならない。クラブは本規約に違反又はクラブ員、保護者、クラブ関係者等として相応しくないと判断した者を退部又は除名することができる。

第十五条「保険及び事故責任」

クラブ員、又はクラブ関係者は年度ごとにスポーツ傷害保険に加入する。クラブの活動中における事故についてはスポーツ傷害保険の補償範囲内でのみ補償する。

第十六条「免責」

クラブ内又は活動中等で起きた事故・トラブル・盗難について、当クラブは一切責任を負わない。

また、当クラブの認めた指導者及び当クラブが活動に関しての支援(引率等)を依頼した保護者等に対しても責任を追求しないものとする。

第十七条「発効」

本規約は令和2年(2020年)4月1日より発効する。